

法律ネットワーク

SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・小畑・斉藤・服部

関西地区社労士 山田

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

👉 老齢基礎年金の合算対象期間（カラ期間）とは

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかったことなどにより25年を満たせない場合があります。

そこで、このような方も年金を受給できるよう、年金額には反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間があります。この期間を「合算対象期間」といい、保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすこととなります。

※厚生年金保険等の加入期間がある方は、生年月日により、25年の年金加入期間がなくても受給資格期間を満たす特例があります。

◇主な合算対象期間について

((※)は20歳以上60歳未満の期間に限ります。)

◎昭和61年4月1日以後の期間

1. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間 (※)
2. 平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除き、年金法上に規定された各種学校を含む)であって国民年金に任意加入しなかった期間 (※)
3. 第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満の期間又は60歳以上の期間

◎昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

4. 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間 (※)
5. 被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者と、その配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満たした人と、その配偶者、障害年金受給権者と、その配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間 (※)
6. 学生(夜間制、通信制、各種学校を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間 (※)
7. 昭和36年4月以降の国会議員であった期間 (※)
8. 昭和37年12月以降の地方議員であった期間 (※)
9. 日本国籍を取得した方、又は、永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間 (※)
10. 日本人であって海外に居住していた期間 (※)
11. 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間(免除期間を含む)がある人に限る)
12. 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間 (※)
13. 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間又は60歳以上の期間

◎昭和36年3月31日以前の期間

14. 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間(昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る)

15. 共済組合の組合員期間（昭和36年4月以後に引き続いている場合に限る）

就職・転職・退職、結婚・離婚等、人生の節目には、年金の加入でも節目になる場合が多くあります。その際には手続きが必要になりますが、それを怠ると将来の年金受給に不都合が起こることもあります。

また、頻繁に制度改正もありますので注意していくことが必要です。まずは自分の年金を守るためにも「ねんきん定期便」等を活用して今一度ご自身の年金加入記録をご確認ください。

就業規則チェック 3

早いもので来月は夏季賞与の時期ですね。かねがね不思議に思うのは会社の業績が悪いのに賞与を支給する会社があるということです。賞与の支給は法律で義務付けられていることではありません。本当に支給しても資金繰り大丈夫ですか？会社が立ち行かなければ困るのは経営者だけでなく従業員も路頭に迷いかねません。

賞与の性格・・・定期または臨時に、原則として労働者の勤務成績に応じて支払われるものであって、その支給額があらかじめ確定しないもの、そこで就業規則をチェックしてみてください。

（賞与）

第〇条 1. 会社は、各期の会社業績を勘案して、原則として年2回、〇月と〇月に賞与を支給する。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延長し、または支給しないことがある。 **こうすることによって資金繰り上、支給時期が遅れる場合もあるし、最悪支給されない場合もあることを明示しておく必要があります。**

2. 前項の賞与の算定対象期間は次の通りとし、支給日当日に会社に在籍し、かつ通常勤務していた者について支払うこととする。雇入れ後6ヶ月を経過しない者は支給対象としない。

支給月	算定対象期間
〇 月	〇月〇日から〇月〇日まで
〇 月	〇月〇日から〇月〇日まで

こうすることによって支給対象者を明確にすることにより無用なトラブルを防止できます。

就業規則の見直しは当事務所にご相談下さい。



5月28日植える

今年も梅雨の季節に入りましたね。ゴーヤを例年早く植えすぎて残暑のころには緑のカーテンの役目が果たせなくなってしまいますので今年は少し遅めに植えることにしました。ゴーヤを植えだして今年で5年目、緑のカーテンはパソコンで疲れた目を癒してくれ。収穫も出来てゴーヤチャンプルも美味です。水さえ切らさなければOKのはずです。

今年の収穫が今から楽しみです。まだの方は是非挑戦してみてください。

大分蒸し暑くなってきましたがみなさんは毎日きちんと熟睡できていますか？私は整形外科医推薦の枕にかえて見ました。少し硬めでヒンヤリしますが気に入っています。それとメタボ対策のため夕食は就寝する3時間前に終わるようにしていますがこれは快眠行動には絶対に守りたいことです。蒸し暑い日には冷たいビール美味しいですよ！でも利尿効果が高いので快眠したいならアルコールは適量が一番とのこと、お互い飲み過ぎには注意して元気に夏を乗り切りましょう。